

平成29年度学校教育（指導の指針）について

このことについて、県立学校長及び教育事務所を通じて市町村教育委員会に示す本県の学校教育に関する指導の指針及び指導上の留意事項等を定めたいので、別紙案を添えて請議します。

平成28年12月20日提出

教育長 平 松 直 巳

説 明

この案を提出するのは、平成29年度学校教育についての指導の指針及び指導上の留意事項等を定める必要があるからである。

## 平成29年度学校教育について

学校教育は、幼児児童生徒が生涯にわたり、人間としての成長と発達を続けていく基盤となる力を養うとともに、国家及び社会の有為な形成者としての資質を育てることを目的として行うものである。

各学校においては、本県教育振興基本計画に基づき、知・徳・体の調和のとれた人間形成と個性の伸長を図るとともに、自他の敬愛と協力を重んじ、公共の精神を尊び、創造的で活力に満ちた社会の発展に尽くす態度を養うことが大切である。

教職員は、教育者としての使命を自覚し、学校教育の目的と学習指導要領等の趣旨を十分理解し、校(園)長の指導のもとに一致協力して公教育の推進に努力されるよう期待する。

## 指 導 の 方 針

- 1 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。
- 2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。
- 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。

## 指導上の留意事項について

各学校においては、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、積極的に保護者等へ情報を提供して、特色があり魅力に富み、地域から信頼される、開かれた学校づくりに努めるとともに、家庭や地域との協働による教育を推進する。

そのために、指導体制の確立と現職研修の充実を図り、ガイダンスの機能を向上させ、創意工夫を生かして教育活動の活性化に努めるとともに、次の事項に留意して指導に当たる。

### 1 命を尊び、心や体を鍛え、たくましく生きる力を養う。

- (1) 自他の命を大切にし、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる力を養う。
- (2) 特別活動や部活動等の内容を充実させ、健やかな心と体の育成に努め、たくましく生きる力を養う。
- (3) 適応指導や教育相談の充実にも努め、心身の健康の保持増進を図るとともに、一人一人の生徒が帰属意識や自己有用感をもち、積極的に学校生活を送ろうとする意欲や態度を養う。
- (4) 防犯、防災を含めた学校における安全・安心の確保を図りながら、学校保健及び学校安全に関する教育の計画的、組織的な実践に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎となる知識や態度を養う。

### 2 自ら学び、深く考え、広い視野をもって主体的に行動する力を養う。

- (1) 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用する思考力・判断力・表現力等や主体的・協働的に学ぶ態度を育成するため、アクティブ・ラーニングの視点から指導方法の工夫改善に努める。
- (2) 生徒の発達段階を考慮して言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら学習習慣の確立に努める。
- (3) 生涯学習の基礎を培うため、体験的な学習や課題探究的な学習を重視し、個に

応じた指導の充実を図り、学ぶことの楽しさや成就感を体得させ、自ら学び続ける意欲や態度を養う。

- (4) 我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、自分とは異なる歴史や文化に立脚する他者に対して共感する力を育成する。

また、グローバル化、情報化等の社会の変化に主体的に対応する能力を育成する。

- (5) 教育活動全体を通じた系統的かつ計画的なキャリア教育を推進し、生徒に自らの在り方生き方を考えさせるとともに、社会人から直接学ぶ機会や就業体験の機会を積極的に設け、望ましい勤労観、職業観や、社会的・職業的自立に必要な能力、態度を育成する。

- (6) 人間の活動と環境との関わりや環境に対する責任と役割について理解させ、人間と自然とが共生する持続可能な社会を実現しようとする意欲や態度を養う。

- (7) 学校図書館の多面的な機能の計画的活用を図るとともに、主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実に努め、情報を活用する能力と豊かな情操を育成する。

- (8) 生徒が主権者として国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動することができるよう、学校の政治的中立を確保しつつ、学習指導要領に基づいた具体的かつ実践的な指導を通して、民主的な社会を形成する公民としての資質・能力を育成する。

### 3 礼節を重んじ、自らを律し、他とともに心豊かな生活を築く態度を養う。

- (1) 道徳的実践力を高め、自律の精神を培い、責任と義務を自覚させるとともに、全ての人の人権を尊重し偏見や差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

- (2) 家庭及び地域との連携を図り、学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方生き方について自覚させ、自ら判断し行動する能力を育成する。

- (3) 自然体験やボランティア活動などに関わる体験的な学習活動の充実に努め、豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を促す教育活動を推進する。

- (4) 基本的な生活習慣の確立を図るとともに、望ましい集団活動を通して規律を尊重し、他とともに協調してよりよい生活を築こうとする態度を養う。
- (5) 教師及び保護者の共通理解のもと、情報モラル等の規範意識の確立を図り、望ましい社会性を養うとともに、正義と公正さを重んじる心や態度を育成する。
- (6) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、問題行動や不登校の予防と早期発見に努め適切な指導を行うとともに、家庭、地域や関係機関と連携を図り、生徒の健全な育成に努める。特に、いじめは全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努める。

#### 4 特別支援教育については、上記のほか、次の事項に留意する。

- (1) 一人一人の障害の状態や教育的ニーズを把握して合理的配慮を行い、関係の学校、家庭や医療・福祉・労働機関等との連携を密にして、適切な指導及び必要な支援を行う。
- (2) 各教科等の指導に当たっては、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個別の指導計画を作成し、その指導の充実に努める。
- (3) 特別支援学校においては、一人一人の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を活用し、適切な指導及び必要な支援を行う。

「指導上の留意事項 修正部分の新旧対照表

平成29年度	平成28年度
<p style="text-align: center;">平成29年度 県立学校 指導上の留意事項について</p> <p>1 (1) <u>自他の命を大切に、多様な人々の存在を尊重して生きることのできる力を養う。</u></p> <p>1 (2) <u>特別活動や部活動等の内容を充実させ、<u>健やかな心と体の育成に努め、たくましく生きる力を養う。</u></u></p> <p>1 (4) 防犯、防災を含めた学校における安全・安心の確保を図りながら、学校保健及び学校安全に関する教育の計画的、組織的な実践に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための<u>基礎となる知識や態度を養う。</u></p> <p>2 (4) 我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、自分とは異なる歴史や文化に立脚する他者に対して<u>共感する力を育成する。</u> また、グローバル化、情報化等の社会の変化に主体的に対応する能力を育成する。</p> <p>2 (5) <u>教育活動全体を通じた系統的かつ計画的なキャリア教育を推進し、生徒に自らの在り方生き方を考えさせるとともに、社会人から直接学ぶ機会や就業体験の機会を積極的に設け、望ましい勤労観、職業観や、社会的・職業的自立に必要な能力、態度を育成する。</u></p>	<p style="text-align: center;">平成28年度 県立学校 指導上の留意事項について</p> <p>1 (1) <u>生命のかけがえのなさや大切さに気付かせ、生命に対する畏敬の念と人間尊重の精神を培う。</u></p> <p>1 (2) <u>学校行事や部活動等の内容を充実させ、<u>たくましい心や体の育成に努める。</u></u></p> <p>1 (4) 防犯、防災を含めた学校における安全・安心の確保を図りながら、学校保健及び学校安全に関する教育の計画的、組織的な実践に努め、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための<u>基礎を培う。</u></p> <p>2 (4) 我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、自分とは異なる歴史や文化に立脚する他者への<u>共感力を育成する。</u> また、グローバル化、情報化等の社会の変化に主体的に対応する能力を育成する。</p> <p>2 (5) <u>地域や産業界等との連携を図り、社会人から直接学ぶ機会や就業体験の機会を積極的に設けるなど学校の教育活動全体を通じた系統的かつ計画的なキャリア教育を通して、望ましい勤労観、職業観を身に付けさせるとともに、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育成する。</u></p>

2 (8) 生徒が主権者として国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動することができるよう、学校の政治的中立を確保しつつ、学習指導要領に基づいた具体的かつ実践的な指導を通して、民主的な社会を形成する公民としての資質・能力を育成する。

3 (6) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、問題行動や不登校の予防と早期発見に努め適切な指導を行うとともに、家庭、地域や関係機関と連携を図り、生徒の健全な育成に努める。特に、いじめは全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努める。

4 (1) 一人一人の障害の状態や教育的ニーズを把握して合理的配慮を行い、関係の学校、家庭や医療・福祉・労働機関等との連携を密にして、適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 各教科等の指導に当たっては、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、個別の指導計画を作成し、その指導の充実に努める。

(3) 特別支援学校においては、一人一人の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を活用し、適切な指導及び必要な支援を行う。

以下余白

2 (8) 生徒が主権者として国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動することができるよう、学校の政治的中立を確保しつつ、具体的かつ実践的な指導を行う。

3 (6) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育て、問題行動や不登校の予防と早期発見に努め適切な指導を行うとともに、関係機関と連携を図り、生徒の健全な育成に努める。

特に、いじめは全ての生徒に関わる問題であることを踏まえ、学校の内外を問わず、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等に努める。

4 (1) 特別な支援を必要とする生徒に対して、一人一人の教育的ニーズを把握し、関係の学校、家庭や医療・福祉・労働機関等との連携を密にして、適切な指導及び必要な支援を行う。

(2) 各教科等の指導に当たっては、幼児児童生徒一人一人の障害の状態等の的確な把握に基づいて個別の指導計画を作成し、その指導の充実に努める。

(3) 特別支援学校においては、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、個別の教育支援計画を活用し、適切な指導及び必要な支援を行う。

以下余白

## 【指導の重点】

### 1 学校教育の目標を踏まえ、その具現化に努める。

- (1) 個人の尊厳と人間尊重の精神に基づく教育の推進に努める。
- (2) 生命及び自然を尊重し、社会のルールを大切にすることを育てる道徳教育の充実に努める。
- (3) 我が国の伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、国際社会に生きる日本人としての自覚と態度の醸成に努める。

### 2 幼稚園教育要領及び学習指導要領の趣旨を踏まえて、生涯学習の基礎となる資質と態度の育成に努める。

- (1) 生涯学習の基礎を培う観点から、心や体を鍛え、たくましく生きる力を育成する指導と評価の工夫に努める。
- (2) 言語活動を充実し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む。
- (3) 体験的な学習や問題解決的な学習を重視し、主体的に学習に取り組む態度を養う。
- (4) 善悪についての判断力や望ましい社会性、正義感や公正さを重んじる心、他人を思いやる心などの育成に努めるとともに、自己の生き方についての考えを深める。
- (5) 個性を生かし、創造性の伸長を図り、心豊かな生活を築く意欲と態度の育成に努める。
- (6) 持続可能な社会を実現しようとする意欲や態度を養う。
- (7) 特別支援教育の充実を図り、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する。

### 3 家庭や地域社会との連携を深め、健全な幼児児童生徒の育成に努める。

- (1) 家庭・地域社会・学校が果たす役割を考え、相互の連携を深めるとともに、より信頼される開かれた学校運営を目指し、地域ぐるみで指導の充実に努める。
- (2) 学校内外における自然体験や社会的活動などの体験的な活動を通して、社会の形成に参画しその発展に寄与する態度や環境の保全に寄与する態度を養う。